

令和 8 年度第 1 回秋田県森林審議会議事録

1 開催日時 令和 8 年 6 月 5 日（金）13 時 30 分から 15 時 20 分

2 開催場所 秋田県議会棟 特別会議室

3 出席者

（委員） 池田佐保委員、伊東毅委員、猪股政子委員、笠井みち子委員、
木村恵委員、小松佳和委員、佐々木沙弥香委員、佐々木文明委員、
佐藤総栄委員、箕輪富男委員、安田浩委員

（事務局） 永井森林技監、永井農林水産部参事兼林業木材産業課長、
虻川森林資源造成課長、小野森林環境保全課長、
今川森林環境保全課全国育樹祭推進室長
金森林管理チームリーダー、田口森林管理チーム副主幹
佐々木調整・森林資源計画チームリーダー、
畠山調整・森林資源計画チーム副主幹（司会）

4 あいさつ

（永井森林技監）

森林技監の永井でございます。森林審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。今年度から新たなメンバーとして委員に御就任いただきました皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

近年、大雨などの自然災害が多発し、干ばつや大雪、山火事なども発生する中、国土保全や水源涵養の機能を有する森林への期待はますます高まっています。県では今年 4 月に新たな総合計画を策定し、川上から川下にかけての森林・林業・木材産業を一体的に推進することとしています。

一方で、石油由来の資材単価の上昇や供給の不安定化、燃料高騰などが現場の大きな負担となっています。県としては、こうした状況にしっかり対応できるよう、皆様から御意見をいただきながら施策を進めてまいりたいと考えております。

また、J-クレジットの活用や、スマート化による木材流通の効率化、これらに対応できる人材の育成、就業環境の改善なども強力に推進していく必要があります。

国においては「森の国、木の街」というスローガンのもと、木材利用が進められています。秋田県としても、「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルの「出口」である木材利用に主眼を置き、確実に取り組みを進めてまいります。

来年は「第 50 回全国育樹祭」が本県で開催されます。本県の森林・林業の取り組みをさらに盛り上げる大会にしたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、林地開発許可変更申請の審議をお願いするほか、いくつかの報告事項がございます。皆様からの御忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

5 委員の紹介

（司会）

本日は委員改選後、最初の森林審議会となります。新任の委員もいらっしゃいますので、まずは森林審議会の概要について御説明いたします。

森林審議会は、森林法に基づき各都道府県に設置が定められている機関です。林業行政の適切な遂行を確保するため、「森林法又は他の法令の規定によりその権限に属された事項を処理する」ほか、「森林法の施行に関する重要事項」について、知事の諮問に応じて審議し、答申する役割を担っています。具体的な審議事項は、地域森林計画の樹立及び変更、民有林の開発行為、保安林の解除などに関する内容です。

また、秋田県では「森林保全部会」を設置できることとなっており、これについては後ほど「保全部会の委員について」で御説明いたします。

それでは、御出席いただいている委員の皆様を名簿順に御紹介いたします。

有限会社池田建築店 代表取締役 池田 佐保 委員

有限会社伊東農園 代表取締役 伊東 毅 委員

由利本荘市森林所有者 猪股 政子 委員

秋田県消費者協会 理事 笠井 みち子 委員

秋田県立大学 生物資源科学部 准教授 木村 恵 委員

秋田県森林組合連合会 代表理事会長 小松 佳和 委員

合資会社佐々木林業 佐々木 沙弥香 委員

秋田県町村会 理事（藤里町長） 佐々木 文明 委員

秋田県素材生産流通協同組合 理事長 佐藤 総栄 委員

東北森林管理局 局長 箕輪 富男 委員

公募委員 安田 浩 委員

このほか、本日は所用により御欠席ですが、秋田県木材産業協同組合連合会 理事長の大坂真一委員、国際教養大学 理事・副学長の熊谷嘉隆委員の2名を含め、計13名の皆様に委員として御就任いただいております。

6 審議会の成立

（司会）

委員の出欠状況について御報告いたします。委員13名のうち、本日は11名に御出席いただいております。出席者が過半数を超えているため、秋田県森林審議会規程第3条の規定に基づき、本日の審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

7 会長の選出

（司会）

続きまして、議題「会長の選出」に入ります。会長の選出方法については、森林法第71条により「委員が互選した者をもって充てる」と規定されております。委員の皆様から、どなたかを御推薦いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

（佐藤委員）

秋田県森林組合連合会の代表理事会長である小松委員を推薦いたします。

(司会)

小松委員への御推薦をいただきました。会長に小松委員を選出することについて、皆様いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なしの声)

(司会)

異議なしと認められますので、会長は小松委員にお願いすることに決定いたしました。小松会長は会長席への御移動をお願いいたします。それでは、小松会長より一言御挨拶をいただきます。

(小松会長)

ただいま御推薦いただきました、秋田県森林組合連合会の小松でございます。皆様方の御協力のもとで円滑に審議を進めてまいりたいと存じます。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

8 議事

(司会)

それでは、議事に入ります。これからの議事進行につきましては、秋田県森林審議会規程第2条第2項に基づき、小松会長をお願いいたします。小松会長、よろしくお願いいたします。

(小松議長)

それでは、これより議長を務めさせていただきます。委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本審議会の議事内容は議事録として県のホームページに掲載されます。その際、委員名も公開される形となりますので、あらかじめ御承知おきください。

はじめに、議事録署名員を指名いたします。議事録への署名は、秋田県森林審議会規程第5条に基づき議長が指名することになっておりますので、池田委員と安田委員をお願いいたします。

それでは、本日の審議会の進行について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：畠山副主幹)

本日の進行について御説明いたします。まず、諮問事項である「林地開発許可変更申請」について御審議いただきます。その後、3件の報告事項について御説明し、最後に森林保全部会委員の指名を行う予定です。よろしくお願いいたします。

(小松議長)

それでは、議案の審議に入ります。諮問事項「林地開発許可変更申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局：小野課長)

(資料に基づき、林地開発許可制度の概要について説明)

(事務局：金チームリーダー)

(資料に基づき、林地開発許可変更申請の内容について説明)

(小松議長)

ただいま事務局から説明のあった諮問事項について、御意見や御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

(箕輪委員)

2点質問いたします。1点目は、処分場開発における森林率の基準と、今回の計画における実際の森林率について。2点目は、浸出水はすべて処理施設を経由して下流に放流されるのか、教えてください。

(事務局：金チームリーダー)

1点目について、産業廃棄物処理施設の場合、確保すべき森林率の基準は25%ですが、今回の計画では48.5%を確保しています。2点目について、浸出水はすべて集水してポンプアップし、処理施設へ送って浄化した上で、防災調整池を経由して安全に下流へ流す計画となっています。

(小松議長)

その他、皆様から御質問等はございませんか。

(特になし)

ほかに御意見がなければ、本諮問事項について「適当」と認め、その旨を知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なしの声)

(小松議長)

異議なしと認めます。よって、本諮問事項については適当である旨の答申を行うことに決定いたしました。なお、答申文の作成につきましては、会長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なしの声)

(小松議長)

ありがとうございます。それでは、会長一任とさせていただきます。以上で諮問事項に関する審議を終了いたします。

9 報告事項

(小松議長)

続きまして、報告事項に移ります。事務局より説明をお願いします。

(事務局：森林資源造成課・虻川課長)

(資料に基づき、「秋田県総合計画・あきた農林水産ビジョンについて」及び「秋田県再造林の促進に関する条例について」の2件について報告・説明。)

(事務局：永井森林技監)

(資料に基づき、「全国育樹祭について」の1件について報告・説明。)

(報告事項3件について、委員との間で意見交換を行った)

10 森林保全部会の委員について

(事務局：佐々木チームリーダー)

それでは、森林保全部会について御説明いたします。

森林審議会には、森林法施行令により「知事は必要があると認める時は、森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる」と規定されており、本県では秋田県森林審議会規程により「森林保全部会を置くことができる」と定めております。

部会での審議事項は、民有林の開発行為、保安林の林地外転用のための解除、森林病虫害の防除、その他森林に係る重要事項で知事から諮問された事項となります。これらの案件のみを審議する場合は、次回から部会での審議となります。

部会の委員数は、秋田県森林審議会規程により「審議会委員数の2分の1以上」、委員の人選については、森林法施行令により「会長が定める」とされております。また、部会長については同法施行令により「会長が指名する委員をもって充てる」と規定されております。

それでは会長より、森林保全部会委員、および部会長の指名をお願いいたします。

(小松議長)

それでは、私から森林保全部会の委員を指名させていただきます。名簿順となりますが、猪股委員、大坂委員、笠井委員、木村委員、熊谷委員、佐々木沙弥香委員、佐藤委員の7名に、森林保全部会委員をお願いいたします。

また、部会長には、本日欠席されておりますが、熊谷委員を指名いたします。皆様には部会での審議もお願いすることになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定していた全ての案件が終了いたしました。皆様からその他として、何か御意見等はございますでしょうか。

(特になし)

意見がないようですので、これをもちまして議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

11 閉会

（事務局：虻川課長）

本日はお忙しいところ、長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。今回の林地開発変更の案件につきましては「適当」との御判断をいただきましたので、審議会からの答申を受け、原案での許可に向けて速やかに手続きを進めさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（司会）

以上をもちまして、秋田県森林審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。